

平成 20 年 10 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号

ラ サ ー ル ジ ャ パ ン 投 資 法 人

代表者名 執行役員 田 中 政 行

(コード番号：8974)

資産運用会社名

ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長 山 中 智

問合せ先

取締役経営企画部長 横 山 真 人

(TEL. 03-3595-6700)

資産運用会社による損失補てんの受け入れに関するお知らせ

ラサールジャパン投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）より、過去に資産運用会社の判断で本来本投資法人が負担するべきではない費用を負担させたことは善管注意義務違反であると認め、かかる費用の損失補てんを行うことを決定したという連絡があったことから、本日開催した役員会において、これを受け入れることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資産運用会社が本投資法人に負担させた費用

①テナント造作物に係る費用負担

本投資法人が保有するラ・ポルト青山（以下「当該物件」といいます。）の取得にあたり、当該物件に入居しているテナントが売主らの承諾を得て設置した造作物に法令違反が認められたために、資産運用会社はテナントに対し当該造作物の撤去を要請しました。テナントはその要請を受けて撤去したものの、営業上の理由から仮復旧及び新造作物設置が必要であるとし、また資金的な理由から資産運用会社に対し、当該撤去、仮復旧、新造作物設置費用相当額を賃料減額してほしい旨を要請しました。結果的に資産運用会社は、合計 10,800 千円相当の賃料を減額する形で、本来本投資法人が負担するべきではないこれらの費用を本投資法人に負担させたものです。

②火災報知機の修繕に係る不適切な費用負担

当該物件の取得後、当該物件の管理運営についてPM業者と打合せを行った際、本投資法人による当該物件の取得以前より、誤って厨房部分に感知温度が低い火災報知機が設置され、その結果誤作動が頻発している事実が判明したため、適切な火災報知機に交換するための補修を実施することとしました。この補修に要した費用 525 千円は、本来投資法人が負担するべきではない費用ですが、これを本投資法人に負担させたものです。

2. 補てんの内容

補てんする金額 金 11,325,000 円 （上記①及び②記載費用の合計額）

補てんの実行日 平成 20 年 10 月 31 日

3. 本投資法人の業績への影響

本投資法人の平成 20 年 10 月期（平成 20 年 5 月 1 日～平成 20 年 10 月 31 日）における運用状況の見通しについて修正はありません。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.lasalle-jreit.com/>